

千葉市立幕張海浜病院 感染制御チーム 設置要領

1 趣旨

この要領は、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止などを行うことを目的とし、感染制御チームの設置及び組織並びに運営に関し、必要な事項を定める。

2 名称

感染制御チームの名称は、I C T（Infection Control Team）とする。

3 任務

I C Tは、院内感染に関する監視、調査及び評価を行うとともに、各部署における具体的な感染防止対策の策定とその実践を推進することを任務とする。

4 権限及び責務

- (1) I C Tは、院内感染の発生時及び感染防止対策の推進のため各部署における監視・調査・評価を行い、感染制御を実行する権限をもつ。
- (2) I C Tは、監視・調査・評価した内容を、感染対策委員会に報告する義務がある。

5 業務

- (1) I C Tは、次に掲げる院内の業務を行う。

- ア 1週間に1回程度、定期的に院内を巡回し、院内感染事例の把握を行い、院内感染防止対策の実施状況の把握・指導を行う。
 - (ア) 週に1回、すべての病棟をラウンドする。
 - (イ) 侵襲的処置を行う部門は、2ヶ月に1回ラウンドする。
 - (ウ) 専任のI C Tメンバー2職種以上でラウンドする。
 - (エ) 院内感染に関するマニュアルを職員が遵守していることを確認する。
 - (オ) 院内感染の増加が確認された場合には、病棟ラウンドの所見およびサーベイランスデータ等を基に改善策を講じ、巡回・院内感染に関する情報を記録に残す。
- イ 微生物学的検査を適宜利用し、抗菌薬の適正使用を推進する。
- ウ 院内感染対策を目的とした職員の研修を年に2回程度、定期的に行う。
- エ 最新のエビデンスに基づき、自施設の実情に合わせたマニュアルを定期的に取り入れ、追加・改訂する。

- (2) I C Tは、次に掲げる地域との連携を行う。

- ア 緊急時に地域の医療機関同士が速やかに連携して各医療機関の対応への支援がなされるように、日常的な相互の協力関係を築く。
- イ 保健所や地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3に係る届出を行った保険医療機関と合同でカンファレンスを開催する。
 - (ア) 少なくとも年に4回定期的に行い、その内容を記録する。
 - (イ) 4回のうち少なくとも1回は、新興感染症の発生等を想定した訓練を実施する。
 - (ウ) カンファレンス等は、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施しても良い。

- (エ) 必要時に院内感染対策に関する助言を行う。
- ウ 感染対策向上加算 1 に係る届出を行っている保険医療機関と連携する。
- (ア) 他の保険医療機関へ相互に赴き、少なくとも年に 1 回は評価を行い、内容を報告する。
- (イ) 他の保険医療機関より、少なくとも年に 1 回は評価を受ける。

6 組織

- (1) ICT は、以下の構成員を持って組織する。
 - ア 感染症対策に 3 年以上の経験を有する専任の常勤医師
 - イ 5 年以上感染管理に従事した経験を有し、感染管理に係る適切な研修を終了した専任の看護師
 - ウ 3 年以上の病院勤務経験を持つ感染防止対策にかかわる専任の薬剤師
 - エ 3 年以上の病院勤務経験を持つ専任の臨床検査技師
 - オ その他、感染対策室長が必要と認めた者
 - カ アからエのうち 1 名を院内感染管理者とする
 - キ ア又はイのうち 1 名は専従とする
- (2) ICT にリーダー及びサブリーダーを置く。
 - ア リーダーは、メンバーの中から感染対策室長が任命する。
 - イ リーダーは、メンバーを召集し、その議長となる。
 - ウ リーダーは、サブリーダーを指名する。サブリーダーは リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときはその職務を代行する。

7 会議

- (1) ICT 会議は、月 2 回開催する。
- (2) ICT は、必要に応じてメンバーを召集することができる。
- (3) 院内で感染管理上の問題が発生した場合には、事実関係の把握のため必要に応じて関係者の出席を求め、意見の聴取及び資料の提出を求めることができる。

8 秘密の保持

メンバーは、会議等において知り得た事項を漏らしてはならない。

9 会議等の非公開

会議および議事録は ICT 等の許可のない限り非公開とする。

10 庶務

ICT の庶務は、感染対策室において処理する。

11 補則

この要領に定めるもののほか、ICT の運営に関し、必要な事項は院内感染対策責任者が定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成２９年２月１日から施行する。

附 則

この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年１月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年５月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年１０月１日から施行する。